

納税は納期内に

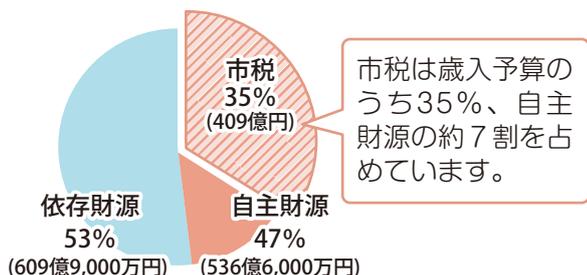


問い合わせ 収税課 ☎229-3135 FAX229-3331 特別滞納整理推進室 ☎229-3216

市税は貴重な財源です

市税は、市が行う福祉、教育、防災、公共工事などの市民サービスに欠かせない貴重な財源です。税金は納期限までに忘れずに納付してください。

令和元年度歳入一般会計当初予算
(1,146億5,000万円)



令和元年度市税納期限一覧(11月以降)

納期限	税目など
12月25日(水)	固定資産税・都市計画税第3期
来年1月31日(金)	市民税・県民税第4期
来年3月2日(月)	固定資産税・都市計画税第4期

※給与から特別徴収した市民税・県民税の納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日(土・日曜日、祝・休日の場合はその翌日)です。

便利です!口座振替納付

市税の納付は、口座から自動的に納付できる口座振替をご利用ください。手続きは、納期月の前月末までに、取扱金融機関で行ってください。

対象税目 市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割

スマートフォンなどでの納付

スマートフォンなどを使って市税を納付できます。詳しくは津市ホームページをご覧ください。

利用方法 ①スマートフォンなどに専用アプリ(PayB、PayPay)をインストールする。②納付書のバーコードを読み取り、利用可能な金融機関の口座から納付する。

利用可能な金融機関 百五銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行など



津市
ホームページ

納付が困難な人へ

納税の猶予について

災害、病気、事業の休廃止など法律の要件に該当する場合に1年の範囲内で納税を猶予します。詳しくは収税課へご相談ください。

早めにご相談ください

納付が困難だからといってそのまま放置していると、延滞金が発生し、負担が増えるだけでなく、滞納処分の対象となります。特別な事情などで納期限までに納めることができない場合は、早めに収税課までご相談ください。

休日納付相談・納付窓口

12/15日 来**年3/15日**
9:00~15:00 市本庁舎2階

仕事などの理由で平日に来庁できない人が、納付相談や納付をできるように、年に4回、休日納付相談・納付窓口を開設しています。ぜひご利用ください。

滞納するとどうなるの?

督促状の発送 納期限を過ぎても納付がない場合は、20日以内に督促状を発送します。

財産調査 督促状などを送っても納付がない場合は、財産調査を行います。照会先は金融機関や勤務先、官公庁、取引先など多岐にわたります。

差し押さえ 財産調査で明らかになった不動産、預貯金、給与、年金、自動車、生命保険などの財産を差し押さえます。



公売した差し押さえ物件

差押財産の換価と充当 差し押さえた財産を現金に換え(換価)、滞納市税に充当します。